

防災情報サービスの提供に関する協定書

寒川町（以下「甲」という。）と、株式会社ジェイコム湘南・神奈川 湘南・鎌倉局（以下「乙」という。）とは、乙の提供する防災情報サービスに関して、以下のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲の防災情報サービスの聞き取りが困難な室内において、防災行政用無線の放送内容を確認できるようにすることを目的とする。

（事業）

第2条 乙は、乙が寒川町内において専用端末（以下、「EAT」という）を通じて提供している防災情報サービス（以下、「防災情報サービス」という。）により、甲が町民に向けて提供する防災行政用無線の放送内容を提供する。

（情報の提供）

第3条 甲はEATを設置することを決定した者が居住する建物等（以下「該当建物等」という。）を選定し、次に掲げる情報を乙に提示する。

- （1）該当建物等の管理権を有するもの（以下「該当施設等管理者」という。）の氏名
- （2）該当建物等管理者の電話番号
- （3）該当建物等管理者の所在地

2 前項の規定による選定は、該当建物等管理者の希望を確認の上行うものとする。

3 甲は、第1項各号に規定する該当建物等管理者の情報を乙に提供すること並びに第6項現地調査によりEATの設置ができないことがあることについて、事前に該当建物等管理者の同意を得なければならない。

4 乙は、該当建物等管理者と防災情報サービスに関する契約（以下「契約」という。）を締結するものとする。

5 乙は、該当建物等管理者との契約に先立ち、該当建物等管理者に防災情報サービスの内容を説明し、了承を得た上で、契約を締結するものとする。

6 乙は契約に先立ち、現地調査を行い、EATの設置の可否を確認するものとする。

7 乙は、前2項の規定により、契約の締結に至らなかった場合及びEATの設置ができない該当建物等があった場合は、その旨を速やかに甲に通知する。

8 前項の規定による通知に係る第1項の規定による承認は、効力を失うものとする。この場合において、甲は、第1項の規定に従い、代替となる該当建物等を別に提示することができるものとする。

9 第5項及び第6項の規定により、契約締結に至らなかった場合及び端末設置ができない該

当建物等があった場合においても、甲は乙に対して責任を負わないものとする。

（EATの設置）

第4条 乙は、該当建物等管理者と設置場所について協議の上、該当建物等管理者が防災情報サービスを適切に活用することができる場所にEATを設置し、防災情報サービスを提供できる状態にする。

2 乙が前項の設置を完了した場合及び甲の求めがある場合、乙は、甲に対し、設置状況を報告する。

3 前項に規定による設置に係る費用は、無償とする。

（防災情報サービスの提供と利用料）

第5条 乙は前条第1項の規定により設置されたEATをつうじて第2条の規定に従い、遅くとも令和3年3月末までに防災情報のサービスの提供を開始する。

2 前項の規定により提供される防災情報サービスの利用料は、無償とする。

（営業行為等の禁止）

第6条 乙は本協定の有効期間中及び期間経過後において、第3条第1項により得られた情報を利用して、該当建物等管理者に広告宣伝活動、販売その他の営業行為（第2条に規定する事業の実施に必要な行為は除く。）をしてはならない。ただし、契約の締結時、EAT設置時に、該当建物等管理者が乙の誘引によることなく積極的に求めた場合についてはこの限りではない。

2 防災情報サービスに関し、該当建物等管理者との間に紛争が生じた場合には、甲に帰責事由がある場合を除き、乙が責任をもって対処し、甲に迷惑をかけないものとする。

（防災情報サービスの免責事項）

第7条 乙は、甲に対し、天変地異その他乙の責に帰することができない事由により、防災情報サービスの提供が実施できなかった場合又はEATに不具合が生じた場合にあっては、一切の責任を負わないものとする。

（有効期間）

第8条 本協定書の有効期間は、協定締結の日から令和6年3月31日までとし、期間終了の日の1ヶ月前までに甲又は乙の反対の意思表示が無い限り、1年間延長するものとし、以後も同様とする。

（解除）

第9条 甲又は乙は、相手方が本協定に定める義務に違反した場合、なんらの催告を要することなく本協定を解除することができる。

2 甲又は乙は、前条に定める期間内においても、6ヶ月前に相手方に書面にて通知することにより、本協定書を将来に向かって解除することができる。

(協定終了後の措置)

第10条 協定が前条件又は期間満了等により終了した場合、乙は、EATを速やかに撤去し、又は該当建物等管理者に継続して無償で使用させる等、該当建物等管理者に金銭的に負担を求めないものとする。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第11条 甲及び乙は、相手方の事前の承諾無く、本協定上の地位を第三者に承継すること、本契約から生じる権利義務の全部若しくは一部を譲渡し、引き受けさせることその他処分行為をしてはならない。

(合意管轄)

第12条 本協定書に関する甲乙間における一切の訴訟については、横浜地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(協議事項)

第13条 本協定書に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、誠意を持って甲及び乙協議の上定めるものとする。

(その他)

第14条 乙が第4条第1項の規定により設置されたEATを通じて、令和3年4月1日以降も第2条に規定する事業を無償で実施する場合、甲は乙に防災情報サービスの利用料を補助するものとする。

2 前項の補助は、専用端末1台あたり月額300円(消費税相当額は別途)を目処に甲乙別途協議の上、甲が決する。

3 前2項の規定は、甲が予算措置できた場合に限り適用する。

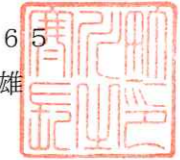
4 乙は、第1項の補助の場合を除き、次に掲げる費用を甲に一切請求しない

- (1) EATの設置に関する費用
- (2) EATの保守・点検に関する費用
- (3) EATの撤去に関する費用
- (4) 防災情報サービスの利用に関する費用

本協定書合意の証として、本書を2通作成し甲及び乙がそれぞれ各1通を保有する。

令和2年1月27日

甲 神奈川県高座郡寒川町宮山165
寒川町長 木村 俊雄



乙 神奈川県藤沢市辻堂神台2-2-41
株式会社ジェイコム湘南・神奈川
湘南・鎌倉局長 野中 範郎